

市立学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について (報告)

1. 緊急事態宣言下における対応について

令和3年1月13日、本市を含む兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことを受け、市立学校園においては、これまでの対応に加え、以下の方針に基づき、児童生徒等の学びを保障するため、これまで以上に感染防止対策に努め、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続していくこととした。

(1) 基本方針

- ①感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- ②感染リスクの高い教育活動については、さらに感染症への警戒度を高めた対策を実施する。

(2) 感染防止対策のさらなる徹底

- ①こまめな手洗いやマスクの着用、換気の徹底などを確実に実施する。
- ②毎日の登校園・出勤前の健康観察を再徹底するとともに、本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ③給食・昼食時において、食事前後の手洗い、机を向かい合わせにせず会話を控えるなどの対応、食事をする時以外のマスク着用を徹底する。

(3) 学校活動について

①学習活動

<合唱・調理実習等の感染リスクが高い活動>

児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの感染防止対策を再徹底する。

<体育>

着替えや移動、指導内容の説明時や用具の準備等、運動を行っていない際や、軽度な運動の際には、可能な限りマスクを着用する。

②オンライン授業

感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のため登校できない児童生徒等に対して、オンライン授業（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。

③宿泊を伴わない校外学習

実施場所は基本的に市内とし、感染防止対策を徹底した上で実施する。

④修学旅行

緊急事態宣言発令期間中に実施する修学旅行（高等学校）は、延期もしくは中止とする。

⑤部活動

<中学校・義務教育学校>

土・日曜、祝日の活動及び対外試合等（公式戦を除く）については、基本的に実施しない。

<高等学校>

合宿・対外試合等（公式戦を除く）については、基本的に実施しない。週当たりの活動日数は平日4日、週休日1日まで、1日当たりの活動時間は平日2時間、週休日3時間以内を原則とする。

<公式戦>

中学校体育連盟・高等学校体育連盟・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会及び国民体育大会（その予選を含む）については、主催団体に感染防止対策を確認し、その徹底を図った上で参加する。

（4）心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し、心のケア等に十分に配慮するとともに、感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

2. 市立学校園における感染確認状況と対応について

（1）感染確認状況

令和2年6月の学校園再開以降、令和3年2月10日までに、児童生徒等233名、教職員23名、合計256名の感染を確認している。

[感染者数等]

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	計
児童生徒等	—	120名	99名	2名	12名	233名
教職員	1名	12名	5名	4名	1名	23名
校園数	1園	86校	70校	6校	13校	176校園

<クラスターの発生>

- ・令和2年9月下旬 市立小学校（児童22名・教職員5名、計27名）
- ・令和3年1月下旬 市立小学校（児童5名・教員1名、計6名）
- ・令和3年1月下旬 市立中学校（生徒18名・職員1名、計19名）

(2) 対応

- ①感染確認後、市立学校園は保健所の疫学調査に協力し、保健所が濃厚接触者等を特定している。保健所による調査等の間、感染者が在籍するクラスに自宅待機を指示するなどの対応を行っている。
- ②保健所による調査の結果、濃厚接触者等に当たらない場合でも、必要に応じて、感染者が在籍するクラスの児童生徒等に対してPCR検査を実施している。
- ③自宅待機については、感染した児童生徒等や教職員の学校園における活動状況等を踏まえ、対象や期間を判断している。
- ④自宅待機中の児童生徒等の学習や生活については、課題や教材のポスティングによる提示や家庭訪問・電話による状況把握などを行うほか、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等を実施することにより、学びの保障に努めている。